

「大村市認定地域クラブ指導者」登録制度要項

大村市教育委員会

1. 目的

学校部活動の地域展開に伴い、大村市認定地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、地域クラブに参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が地域クラブで指導を行うために必要となる登録、研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

この制度に基づき、大村市（以下「市」という。）が定める研修を受講し、市に登録された指導者を「大村市認定地域クラブ指導者」と称するものとする。

3. 市が定める研修

登録にあたり受講する研修を次のとおり定める

- ① 市が主催する研修
- ② 長崎県が主催する研修
- ③ 地域クラブが主催する研修
- ④ 市が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が主催する研修

4. 登録要件

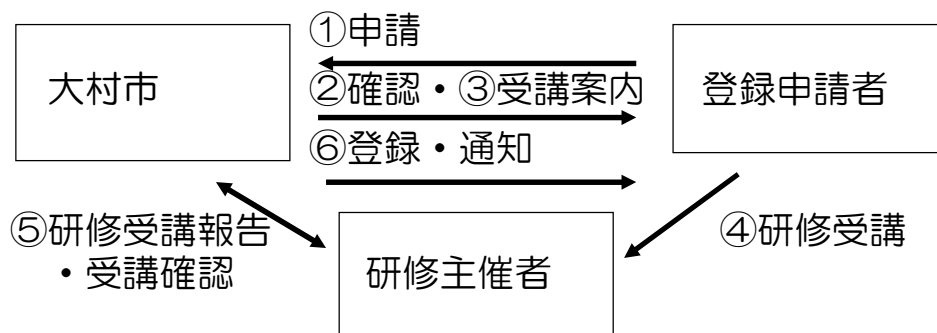
次の全ての要件を満たす者を、大村市認定地域クラブ指導者（以下「認定地域クラブ指導者」という。）として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させたスポーツ・文化芸術活動である地域クラブで指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること
- (2) 市が定める研修を受講した者であること
- (3) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、

又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

③過去に暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど認定地域クラブ指導者として不適格な者

5. 登録手続き等



- ① 登録を受けようとする者からの申請（登録申請書（様式第1号）及び誓約書の提出）
- ② 市による確認
- ③ 要件を満たしている場合、登録申請者に対して研修の受講案内
- ④ 研修受講
- ⑤ 研修受講報告・受講確認
- ⑥ 認定地域クラブ指導者として登録し、その旨を通知

※ 登録申請者が所属する地域クラブが決まっている場合、地域クラブを通じて、登録申請者から市に対し登録申請書等の提出を行うこと、市から登録申請者に対し研修の受講案内等を行うことがある。

※ 認定地域クラブ指導者は、登録事項等に変更があった場合、速やかに市に報告するものとする。

- 登録申請書の提出
以下のとおり、メール送付、郵送又は窓口へ持参すること。

<提出先>

○メール送付の場合

次のアドレスに送付。ただし、件名は「認定地域クラブ指導者登録申請（申請者の氏名）」とすること。

メールアドレス：gakkyou@city.omura.nagasaki.jp

電話：0957-53-4111（内線：379）

○郵送の場合

次の宛先に郵送。

宛先：大村市玖島1丁目25番地 学校教育課宛て

○窓口へ持参する場合

大村市教育委員会学校教育課へ持参

※年末年始・祝日を除く平日 8:30~17:00 までに限る。

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末）とする。（例：令和8年度中の登録の場合は、令和11年度末とする。）

7. 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ指導者は、地域クラブの活動にあたり、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や認定地域クラブ指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

(2) 不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ指導者による不適切行為の事案が生じた場合、地域クラブは、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、地域クラブの規約等に基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、速やかに市に報告すること。なお、市は、必要に応じて事案の事実確認等を行うものとする。
- ② 市は、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、認定地域クラブ指導者に対する注意、指導、登録取消等の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

本要項は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

教育長は、令和9年3月31日までの間、認定地域クラブ指導者のうち、大村市認定地域クラブの認定に関する要綱（令和8年大村市教育委員会告示第2号）第3条各号に掲げる認定要件のうち、第

6号又は第8号に該当しない者を認定できるものとし、その場合、当該地域クラブに対し、適切に活動を実施するための指導、助言等を行うものとする。